

# **土木設計業務等検査技術基準（案）**

制定 平成24年3月21日 農企第3238号

## **（目的）**

第1条 この技術基準は、沖縄県農林水産部の所掌する設計業務等の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

## **（検査の内容）**

第2条 検査は、業務の成果品を対象として、契約図書に基づき、業務の遂行に求められる専門技術力、コミュニケーション力、及び業務の成果品の品質について適否の判断を行うものとする。

## **（専門技術力の検査）**

第3条 専門技術力の検査は、打合せ協議、検討項目・検討手段、発揮した技術力等に関する記録と、契約図書とを対比し行うものとする。

## **（コミュニケーション力の検査）**

第4条 コミュニケーション力の検査は、打合せ協議、説明内容、プレゼンテーション等に関する記録と、契約図書とを対比し行うものとする。

## **（成果品の品質の検査）**

第5条 成果品の検査は、目的の達成度、とりまとめの的確性、ミスの有無等と契約図書とを対比し行うものとする。

## **（業務成績の評定）**

第6条 検査によりその完成を確認した設計等成果のうち、原則として1件の請負金額が100万円を超える委託業務については、沖縄県農林水産部委託業務等成績評定要領（別紙－1 業務成績評定のポイント参照）により業務ごとに設計等成果及び該当する技術者について評定を行うものとする。

## **附 則**

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

## 業務成績評定のポイント

項目			関係図書	内容
1 専門技術力	検討項目・検討手法	契約図書、業務計画書、打合せ記録簿		<ul style="list-style-type: none"> <li>特記仕様書等の設計図書との整合</li> <li>目的に適した検討手法</li> <li>検討項目間の整合</li> <li>新技術の活用</li> </ul>
	十分な技術力	契約図書、業務計画書、打合せ記録簿		<ul style="list-style-type: none"> <li>新技術、マニュアル等の理解度</li> <li>業務内容に適合した技術力</li> <li>発注者の指示に対する対応</li> <li>新たな技術への対応</li> </ul>
2 コミュニケーション力			打合せ記録簿、その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>質問に対する的確な回答</li> <li>論理的な説明</li> <li>相手の理解度に応じた説明</li> <li>他のメンバーによる補足説明</li> </ul>
3 成果品の品質	目的の達成度	打合せ記録簿、成果品、その他関係書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に規定された項目を全て網羅</li> <li>指示事項の全てを網羅</li> <li>目的に適合した成果</li> </ul>
	的確なとりまとめ	打合せ記録簿、成果品、その他関係書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>検討項目、指示事項の網羅</li> <li>文書表現</li> <li>記載方法の創意工夫</li> <li>重要な点の理解のしやすさ</li> </ul>
	ミスの有無	打合せ記録簿、成果品、その他関係書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>重大なミスの有無</li> <li>軽微なミスの有無</li> </ul>